

2025 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A l b a L i n k
代 表 者 名 代表取締役 河 田 憲 二
(コード番号：5537 TOKYO PRO Market)
問 合 せ 先 取締役 C F O 仲 川 周
(TEL. 03-6458-8135)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 11 月 11 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。なお、当社普通株式は、2023 年 11 月 29 日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますが、東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、上場廃止することを決議しております。当該上場廃止の申請についての詳細につきましては、本日別途公表した「東京証券取引所グロース市場への上場承認及び TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止に関するお知らせ」をご確認ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募 集 株 式 の 数 | 当社普通株式 50,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2025 年 11 月 27 日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 2025 年 12 月 14 日 (日曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025 年 12 月 4 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025 年 12 月 4 日に決定する。) |
| (7) 申 込 期 間 | 2025 年 12 月 5 日 (金曜日) から
2025 年 12 月 10 日 (水曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 2025 年 12 月 15 日 (月曜日) |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,671,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都江戸川区
河田 憲二 1,610,000 株
東京都港区
内木場 隼 61,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ちばぎん証券株式会社、株式会社SBI証券及び松井証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 258,100 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社 258,100 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 50,000 株

② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 1,671,000 株
オーバーアロットメントによる売出し 258,100 株
(※)

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 11 月 28 日 (金曜日) から
2025 年 12 月 3 日 (水曜日) まで

(3) 価 格 決 定 日 2025 年 12 月 4 日 (木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募 集 ・ 売 出 期 間 2025 年 12 月 5 日 (金曜日) から
2025 年 12 月 10 日 (水曜日) まで

(5) 払 込 期 日 2025 年 12 月 14 日 (日曜日)

(6) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 12 月 15 日 (月曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の
買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであ
ります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株
式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメ
ントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である河田憲二（以下、「貸株人」
という。）から借入れる株式であります。これに関連して、野村證券株式会社は、258,100 株
を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエ
ーション」という。）を、2026 年 1 月 9 日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村證券株式会社は、2025 年 12 月 15 日から 2026 年 1 月 9 日までの間、貸株人か
ら借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントに
よる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シ
ンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株
式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シン
ジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引
を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了さ
せる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,133,200株
公募による増加株式数	50,000株
増加後の発行済株式総数	8,183,200株

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 41,760 千円（*）は、全額を運転資金に充当する予定であります。

具体的には、不動産売買事業のエリア拡大に伴い新規開設支店の人員確保のため、2026 年 12 月期に 74 人の増員を予定しており、その人件費の一部として 41,760 千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、預金等の安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,060 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、業績や財務状況、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、財務体質の強化と成長投資の両立を図るため、これまで配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、当社は現在において、成長拡大の過程にあると考えており、内部留保の充実に努め、財務体質の強化と事業拡大に伴う投資資金に充当することで、更なる成長を実現することが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金については人材採用、支店出店費用、広告宣伝費等に充当していく予定であります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後については、財政状態、経営成績及び今後の事業計画等を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら株主への利益の配当を検討する所存であります。配当の実施及びその時期等については、現時点において未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	5,178.28 円	35.32 円	47.28 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	52.6%	72.4%	52.5%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
4. 当社は、2025 年 10 月 14 日付で普通株式 1 株につき 4 株の株式分割を行っておりますが、2023 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。
5. 上記 4. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、2022 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2022 年 12 月期の数値（1 株当たり配当額については全ての数値）については、新月有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	12.95 円	35.32 円	47.28 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、公募による募集株式発行及び株式の売出しを含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。なお、当社普通株式は 2023 年 11 月 29 日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますが、グロース市場上場（売買開始）日の前日（2025 年 12 月 14 日（日））付で TOKYO PRO Market について上場廃止となる予定です。

6. ロックアップについて

- (1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表示を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、上記 1. の公募による募集株式発行並びに上記 2. の引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ貸株人である河田憲二、売出人である内木場隼及び当社株主である上総尚吾、行田耕介、井口亮、仲川周、原正行、石田遼介、小野瀬晃祐、原裕太郎、鈴木洋輝、大友裕樹、株式会社サプライズコレクション、田澤龍征、若

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

月優磨、坂野力、今井大弥、毛山秀真、玉山功貴、小宮山享、鹿秀成、林久晶、池澤茜、佐々木駿及び野崎祐並びに当社新株予約権者である金子英司、小川祐未、鈴木雄太及び池田直輝は、野村證券株式会社に対して、2025年11月11日から当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止予定日である2025年12月14日までの期間中は、2025年11月11日現在に自己の計算で保有する当社普通株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等又はこれらにかかる注文を行わない旨を約束しております。

- (2) 上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である河田憲二及び当社株主である上総尚吾、行田耕介、井口亮、仲川周、原正行、石田遼介、小野瀬晃祐、原裕太郎、鈴木洋輝、大友裕樹、株式会社サプライズコレクション、田澤龍征、若月優磨、坂野力、今井大弥、毛山秀真、玉山功貴、小宮山享、鹿秀成、林久晶、池澤茜、佐々木駿及び野崎祐並びに当社新株予約権者である金子英司、小川祐未、鈴木雄太及び池田直輝は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日からグロース市場上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年6月12日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式（潜在株式を含む）の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による売出し、上記3. のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、売出人である内木場隼は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日からグロース市場上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の2026年3月14日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式（潜在株式を含む）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等は除く。）は行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日からグロース市場上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2026年6月12日までの期間、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、2025年6月の第三者割当により当社普通株式の割当を受けた者（大友裕樹、仲川周、小野瀬晃祐、原正行、原裕太郎、鈴木洋輝、石田遼介、田澤龍征、井口亮、若月優磨、坂野力、玉山功貴、毛山秀真、池澤茜、鹿秀成、野崎祐、小宮山享、佐々木駿、上総尚吾及び林久晶）との間で、割当てを受けた株式を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を、また、第3回、第4回及び第5回新株予約権の割当を受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

確約を行っております。

7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。